

# 令和 8 年度京都府政情報発信に係る動画編集等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和 8 年度京都府政情報発信に係る動画編集等業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 3 趣旨

本府が運用している京都府公式 YouTube チャンネルを活用し、京都府政情報発信を行うことで、主に府内の若い世代への訴求力を強化することを目的とする。

## 4 業務概要と流れ

### (1) 業務概要

京都府が関連する行事に係る情報発信のために動画の編集等、納品を行うもの。

なお、府政情報を速やかに府民へ届けるという観点から、素材データの受領（受託者が撮影する場合は撮影日）から京都府公式 YouTube チャンネルへの動画の公開までは 10 開庁日を目安にスケジュールを組むこと。

### (2) 業務の流れ

- ① 京都府が提供する行事資料に基づき、受託者が簡易なテロップ案やシーンを含む撮影計画書を作成する。撮影計画書の修正については、京都府からの指示がある都度行うこと。
- ② ①の撮影計画書に基づき、京都府職員が広報課所有の撮影機材を用い、行事の撮影を行う。なお、動画 50 本のうち 8 本については、各広域振興局において受託者が撮影を行う。受託者が撮影を行う場合については、撮影終了後、速やかに編集作業へ移行するものとする。なお、受託者が撮影した動画データ（未編集の素材データ）についても、京都府が指定する所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）等により府へ共有するものとする。
- ③ 京都府は撮影した素材データを所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）に格納する。
- ④ 受託者は格納された動画の編集を行う。
- ⑤ 受託者は編集完了後、確認用動画を京都府へ提供し、京都府からの修正指示があれば都度、対応する。（回数の制限は設けない）
- ⑥ 京都府での動画確認が完了後、受託者はサムネイル、ディスクリプション等のメタデータを所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）に格納する。なお、京都府から修正指示があれば都度対応する。
- ⑦ 受託者は該当する動画を京都府公式 YouTube チャンネルにアップロードし、公開設定を行う。

- ⑧ 受託者は動画の公開後、速やかに YouTube 広告の出稿業務を行う。

## 5 主な業務内容

### (1) 京都府の関連行事についての動画編集等業務

#### ア 動画編集等業務について

- ・編集本数は 50 本とし、動画の長さは 1 分～2 分程度とする。
- ・京都府が撮影する動画データ等は、行事ごとに数やワンシーンごとの動画の長さが異なることを考慮し、編集を行うこと。
- ・動画 50 本のうち 8 本については、各広域振興局管内において受託者が撮影を行う。府内にある広域振興局 4 か所に対して 2 本ずつを原則とし、撮影する行事については京都府と協議の上決めること。受託者がカメラのほか、撮影する内容に応じて、照明及び特別機材、ワイヤレスマイク等を用意することとし、機材経費は本業務委託料に含むものとする。撮影に当たっては、撮影スタッフと分かるよう目印をつけ、取材者等に対しては取材概要が分かる概要書を配付することとし、個人のプライバシーや肖像権、その他の権利を侵害しないよう許可を取ること。なお、撮影は土曜日、日曜日及び祝祭日となる可能性がある。撮影に係る移動交通費等の経費は、本業務委託料に含むものとする。なお、府は、悪天等のやむをえない事由により撮影予定日の 7 日前以降に業務を取り消した場合、各広域振興局管内の行事等撮影単価を負担する。
- ・京都府が提供する資料に基づき、適切なテロップを作成すること。使用する BGM、効果音、フォント等は、受託者の負担において著作権処理が完了したもの（商用利用可）を使用すること。なお、これら第三者の著作物については、YouTube 等の動画配信プラットフォームでの無期限公開及び二次利用において、追加の費用が発生しない権利処理を行うこと。必要に応じて、出演者のコメントを活かした動画にする等、視聴者にとって見やすい動画に編集すること。
- ・動画の編集日は、あらかじめ京都府と協議を行うこと。
- ・京都府から撮影データ納品後（受託者撮影の場合は撮影日後）、7 開庁日以内に確認用動画を京都府へ提供し、修正指示があれば対応すること。なお、確認用動画の京都府への提供方法は、受託者所有の YouTube チャンネルにアップロードし該当する URL をメールで送付する等、速やかに確認できるような方法で提供すること。
- ・動画の質の向上に寄与するようなメタデータ(※)を動画公開までに作成すること。なお、京都府から修正指示があれば都度対応すること。  
※メタデータとは、動画の説明文（ディスクリプション）、サムネイル、タグ、タイトルを指す。

#### イ 動画納品及び公開業務

- ・京都府による確認が完了した動画及びメタデータは、所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）に格納し、速やかに京都府公式 YouTube チャンネル上に公開設定すること。
- ・公開設定の際は、公開日や終了画面の詳細を設定すること。なお、公開日等の設

定内容の詳細については京都府と協議の上、決定すること。

#### ウ YouTube 広告の出稿業務

- ・アで編集した動画 1 本につき、2,000 回以上の再生回数が確保できるよう YouTube 広告を行い、京都府公式 YouTube チャンネルの周知徹底及び登録者数増加に向けた取組を行うこと。なお、広告媒体費用は本業務委託料に含むものとする。

#### (2) 京都府職員向け動画撮影研修業務

京都府職員が円滑に動画を撮影できるように動画撮影の研修を 1 回以上実施すること。

- #### (3) 業務を遂行するにあたり、京都府から修正等の指示があった場合は、都度、対応すること。

## 6 打ち合わせ

受託者は、業務の遂行にあたり、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

なお、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、対応するものとする。なお、受託者は、広報課の指示により、打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに府に提出するものとする。

## 7 業務執行体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の人員を配置すること（兼務可）

- ・京都府広報課との窓口担当者 1 名
- ・動画の撮影計画書の作成・編集・テロップ作成担当者 2 名
- ・動画撮影担当者 1 名
- ・サムネイル・ディスクリプション等のメタデータ作成者 1 名
- ・京都府公式 YouTube チャンネルのエンディング設定業務従事者 1 名
- ・京都府職員向け動画撮影研修業務担当者 3 名
- ・YouTube 広告の出稿業務担当者 1 名

## 8 成果物及び秘密保持

- #### (1) 本業務により得られた成果（編集済み動画及び撮影した素材データを含む）は、原則として府に帰属する。受託者は京都府に対し、本業務にかかる一切の著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、動画に使用する BGM、効果音、フォント、写真素材等のうち、第三者が権利を有し、受託者が利用許諾を得て使用するものについては、この限りではない。受託者は、これらの素材について、京都府が本事業の目的の範囲内（Web 上での公衆送信等を含む）で利用できるよう、必要な権利処理を確実にを行うものとする。また、受託者は京都府または京都府が指定する第三者に対し、著作権人格権について、一切行使しないものとする。なお、著作権譲渡の効果は、契約書第 6 条に定める委託料の支払い時点に発生するものとする。なお、第三者から著作権の侵害を主張された場合は受託者の責任で解決するものとする。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。